

道路承認工事届出書の提出について

- 工事を完了（中止）した時、軽微な事項（住所、氏名等）を変更した時は、速やかに別添の「道路承認工事届出書」を1部提出してください。

※高知県電子申請サービスでも提出することができます。詳しくは、高知土木事務所のホームページ「申請届出などの許認可事務」をご確認ください。

○添付するもの

- ①道路工事施工承認書の写し

②写真

工事前の状況がわかるもの

工事中の状況がわかるもの

工事完了後の状況がわかるもの

※工事写真について

・検査では、埋設深や舗装幅、舗装構成が計画通りかを確認する必要がありますので、それぞれの寸法等がわかるように写真撮影をしてください。

・写真は、スケールの目盛が見えるように鮮明なものを添付してください。場合によっては拡大するなどの工夫をしてください。

・特に、電子申請サービスを利用される場合は、PDF データでは文字等が潰れることもありますので、気を付けてください。

提出（問合せ先）

高知土木事務所道路管理課

管理担当

TEL 088-882-8646